

# 賃貸借契約物件(店舗・事務所) 解約申出書

★物件の解約・お引越の場合は、本書記入の上当社へ提出して下さい。本書以外での通知は無効となります。  
 ◆本書が当社に到着後より解約受付となります。(郵送、持参、FAX、メール)※電話だけでは一切お受けできません。

下記の「解約手続きについて」に同意し、下記の通り賃貸借契約を解約し本物件を明渡します。解約・明渡日の変更は致しません。万が一明渡しが遅延することがあれば、理由如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

		通知日	年	月	日	
物件名						号室
契約者署名欄						(印)
連絡先TEL						本人・代理人( )
賃料清算日	年	月	日( )	明渡日又は本書到着日より3ヵ月後のどちらか遅い日(余裕をもって発送して下さい)		
立会希望日 (明渡し・室内確認・鍵の返却日)	年	月	日( )	現地にて: 午前・午後 時希望 ※10時～16時まで(水曜・祝日除く)		
立会者	契約者・入居者・その他(続柄: )					連絡先: ( )
原状回復工事の方法	業者を利用(業者名: )					・連絡先 ( )
	・敷金で清算 万一仕上りに不具合がある場合には敷金にて清算及び御請求させていただきます。他社利用の場合は当社による許可・仕上り点検が必要です。					

※立会希望日には、鍵をご返却頂きますので荷物を全て搬出して下さい。  
 残置物等がある場合には、処分費用を頂く場合があります。

解約理由	移転・閉店・転職・その他( )				
移転先住所	〒				
	TEL		FAX		
	店舗名等の変更がある場合新店舗名:				
清算後敷金等振込口座	銀行 信用金庫		支店		普通口座 当座
	口座番号		カタカナ 名義人		

## 《解約手続きについて》

- ◆本書が当社へ届きましたら、退去に関する書類を送付させていただきます。(光熱費関係)
- ◆解約予告期間は、賃貸借契約書に記載されておりますので、ご確認下さい。  
 ※居住用物件の場合は1ヵ月前通告の契約が多いので、明渡が通知日より20日後だとしても1ヵ月分の賃料が発生します。
- ◆一度頂いた解約申出書は撤回・延期できませんので、明渡日まで退去をお願いします。
- ◆最終月の賃料は、通常通り1ヵ月分満額でのお支払となります。明け渡し完了後、日割分のご返却がある場合には、敷金精算時に一緒に精算させていただきます。
- ◆敷金の精算には、解約日から1ヵ月程度のお時間を頂いております。新しいご住所へ「解約精算書」をお送りいたしますので、到着までお待ちください。
- ◆当社を通じてご契約頂きました火災保険に関しましては、立会時に解約書類をお渡します。(ただし、契約満了日まで残り1ヵ月以内の退去の場合は中途解約にはならず、払戻金はありません。)
- 退去・明渡し日までに電気・水道・ガス・電話・インターネット等をご自身で解約連絡をして下さい。
- 郵便物の転送手続きを行ってください。退去後の郵便物に関しての責任は負いかねます。  
 メール便・宅配便は転送されませんので、各種の住所変更を行ってください。
- 退去・明渡し日以降のゴミ・粗大ごみ回収等は残置物扱いとなります(撤去費用頂きます)ので、必ず退去日までに処分するか、転居先にて処分してください。

<b>(株)イシモ建設</b>	〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸2丁目13-13				
	不動産部	TEL 048(754)7111	FAX 048(752)6470	メール:fudo3@ishimo-k.com	
本書到着受付日	年	月	日	方法 持参・郵送・FAX・メール	